

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

第2回共通機能等課題検討会

2024/8/28

デジタル庁 地方業務システム基盤チーム

本日のご説明事項

1. 前回の検討会でいただいたご意見の振り返りと本日の趣旨
 - 前回のご意見を踏まえたデジタル庁における対応方針（概要）
2. 標準化の範囲に関するこれまでの議論の経緯について
3. 運用までの調整の円滑化に向けたデジタル庁の取組
 - （1）リファレンス（推奨指針）の作成フローについて
 - （1）リファレンス（推奨指針）作成のスケジュール（案）について
 - （2）主な確認項目リストの提供 及び （3）先行事例の共有について
4. 事務連絡
 - 令和6年度の共通機能等課題検討会について
 - アンケート調査について
 - 地方公共団体向け説明会について
 - 第一回共通機能等課題検討会 公開資料の不備訂正について

1. 前回の検討会でいただいたご意見の振り返りと本日の趣旨

○ 前回の検討会でのご議論を踏まえて、標準化の範囲に関するこれまでの議論の経緯を振り返りつつ、デジタル庁の対応方針についてご説明したい。

(前回の検討会での主な意見)

○ 事業者間の認識齟齬を防ぐため、最新フラグや履歴番号の設定方法に関するリファレンス等を提供できないか。

- ・ デジタル庁として、明確な仕様を定め、提示すべきではないか。
- ・ 最新フラグや履歴番号の課題は、業務的な意味合いを含めた具体的な内容での議論が必要ではないか。
- ・ 基本的な指針として、連携元と連携先のどちらを優先するのか等の方針があるとよいのではないか。

○ 令和8年度以降に詳細化された仕様に関する適合の考え方はどのように考えているか。

○ 事業者間協議については、Sierや現場の適用事業者が現場ごとに協議するのではなく、各パッケージ開発事業者間の協議と位置づけて、連携が必要なパッケージ事業者とその連携内容を洗い出した上で、協議を開始できればと考える。

○ 事業者間協議の対象について、どのように考えるべきか。

- ・ 事業者間協議を実施する対象は最新フラグや履歴番号に関してのみか。レイアウト等も対象として含めるのか。

○ 事業者間協議による調整が困難になった場合の対応をどのように考えているか。

- ・ 最終判断は誰が実施する想定か。
- ・ 追加工数が発生した際のコストをどう考えるか。

○ 事業者間協議により、標準化移行が間に合わないケースは、移行困難とすべきか。

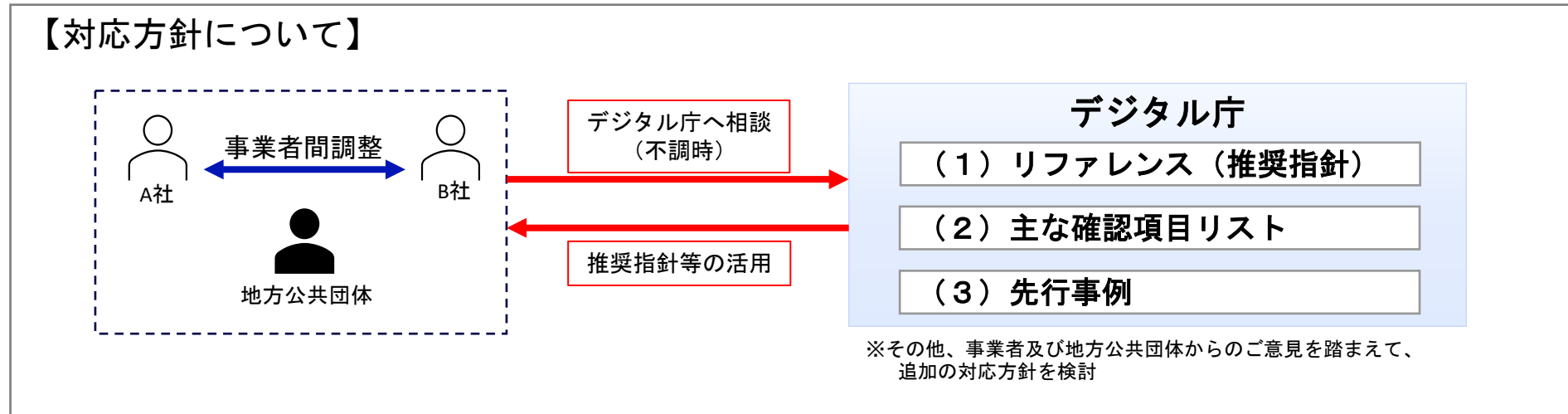
- ・ 事業者間協議を実施する時間の確保、調整が難しい。

○ 地方自治体に対して方針の周知を検討いただきたい。

前回のご意見を踏まえたデジタル庁における対応方針（概要）

- 標準準拠システムが開発から導入・運用段階に移行しつつあることを前提に、運用面における地方公共団体と事業者の間の調整事項について、デジタル庁はリファレンス（推奨指針）の作成※・主な確認項目リストの提供・先行事例の共有等を行い、関係者間の合意形成の円滑化を図ります。

※連携仕様について、更なる詳細化を求める声を多くいただいていることから、開発事業者と推奨すべき方向性が整理できたものから、速やかにリファレンス（推奨指針）として公開します。



※ なお、デジタル庁における対応方針を説明するにあたり、デジタル庁のこれまでの考え等を改めて整理・提示する必要があると考え、次スライドより、標準化の範囲とこれまでの議論の経緯を整理します。

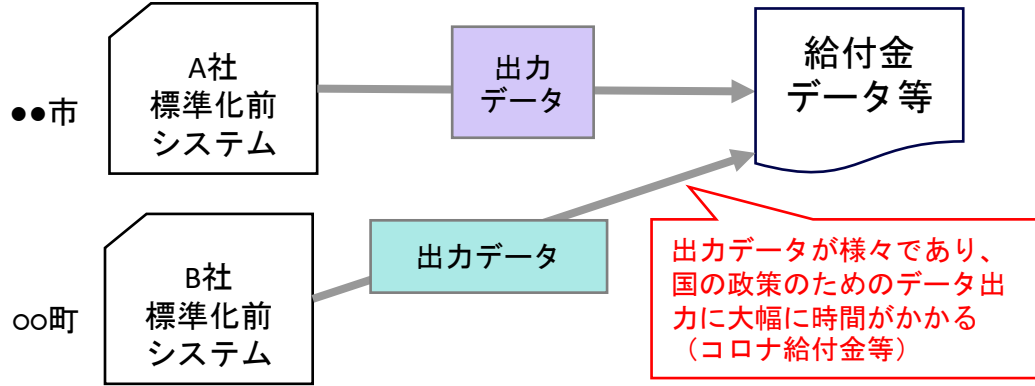
2. 標準化の範囲に関するこれまでの議論の経緯について

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化は、国が定めた基幹業務システムの仕様（標準化基準）を基に、事業者がその基準に適合する形でシステムを開発し、地方公共団体が、開発されたシステムを調達する形で事業者間の競争を確保しつつ、各地方公共団体の事務フローに応じて、具体的なシステム導入・運用の整理を行うことを前提としています。
- また、制度所管省庁では、機能要件等を定めた業務標準仕様書を策定しつつ、デジタル庁では、標準準拠システムに共通する事項に関する「データ要件・連携要件標準仕様書」を策定（各業務標準仕様書の改定を踏まえ適宜改定）し、標準準拠システムから出力されるデータの標準やシステム間の連携要件の標準を定義してきたところです。
- このことを前提に、共通機能標準仕様書及びデータ要件・連携要件の標準に規定される内容について、令和4年度後半に、デジタル庁において共通機能等技術要件検討会を開催し、令和5年3月30日にその結果を反映した共通機能標準仕様書及び事業者間の調整事項・協議事項の基本的な考え方となるリファレンス（推奨指針）等を公開しました。
- 令和5年度以降、事業者における標準準拠システムの開発及び地方公共団体の導入に向けた具体的な作業が進むにつれ、地方公共団体と事業者間の調整事項に関するリファレンス（推奨指針）及び連携仕様の更なる詳細化を求める意見も頂いてきた一方で、開発が進捗した現段階における手戻りに対する懸念の声も頂いているところです。

(参考) データ要件・連携要件の標準により期待される効果

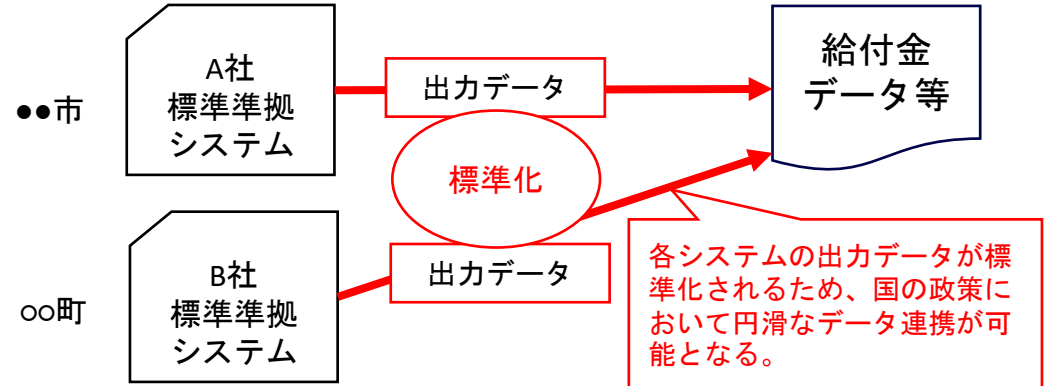
■データ要件の標準について（給付金等の国の政策のためのデータ出力）

標準化前



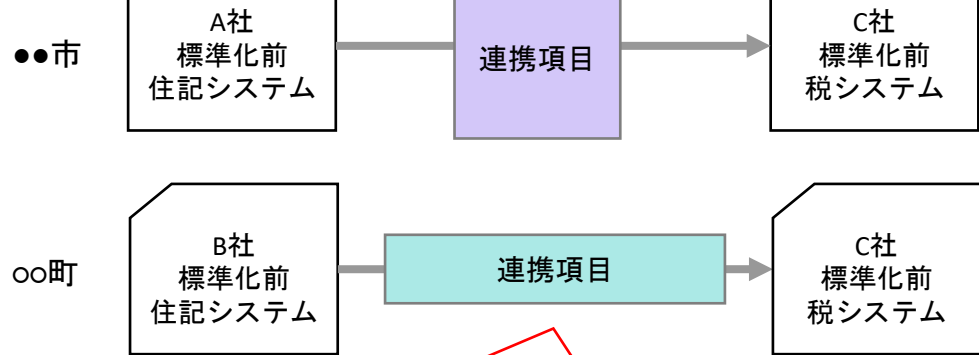
標準化

データ要件・連携要件標準仕様書の策定（令和4年8月初版公開）



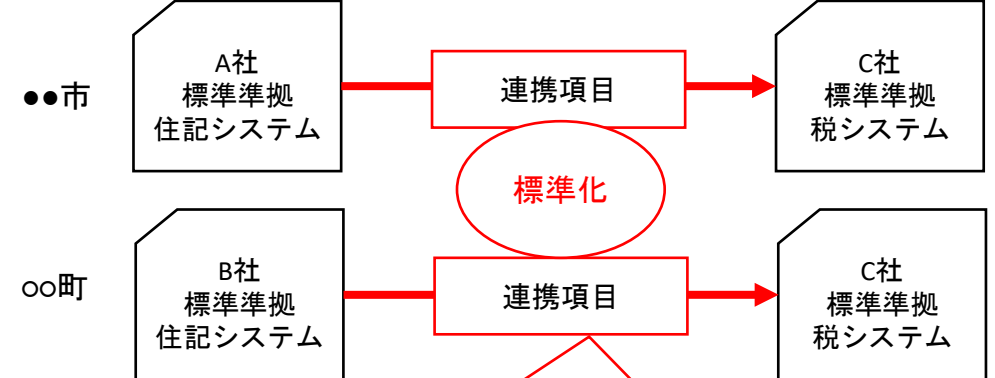
■連携要件の標準について（連携における入出力項目を標準化）

標準化前



標準化

データ要件・連携要件標準仕様書の策定（令和4年8月初版公開）



各システムや自治体毎に連携項目が異なるため、事業者間の調整の負担が大きい。

システム毎に異なるデータ型・桁等のルールや連携項目を一意にすることで、従来よりも調整事項は少なくなる。

(参考) データ要件・連携要件標準仕様書の策定

■標準化前

A社 連携項目	住民番号	履歴番号	氏名	生年月日	性別	住民区分	異動日	住民種別
	1234567890	1	行政 花子	3600707	女	住登者	20240301	日本人

B社 連携項目	宛番号	履歴番号	氏名	異動日	性別	生年月日	生年月日元号	世帯番号	住民種別
	1234567890	1	行政花子	20240301	2	19850707	昭和	9876543	住登者

■A社・B社におけるデータ項目の相違（課題）について

1. 同じ意味だがデータ項目の名前が異なる（例：住民番号・宛番号、住民区分・住民種別）
2. データの持ち方（データ型・桁等のルール）が異なる（例：氏名、生年月日、性別）
3. 同じデータ項目だが意味が異なる（例：住民種別）
4. 連携するデータ項目数に違いがある（例：世帯番号、生年月日元号、住民種別）
5. 連携するデータ項目の順番が異なる

標準化

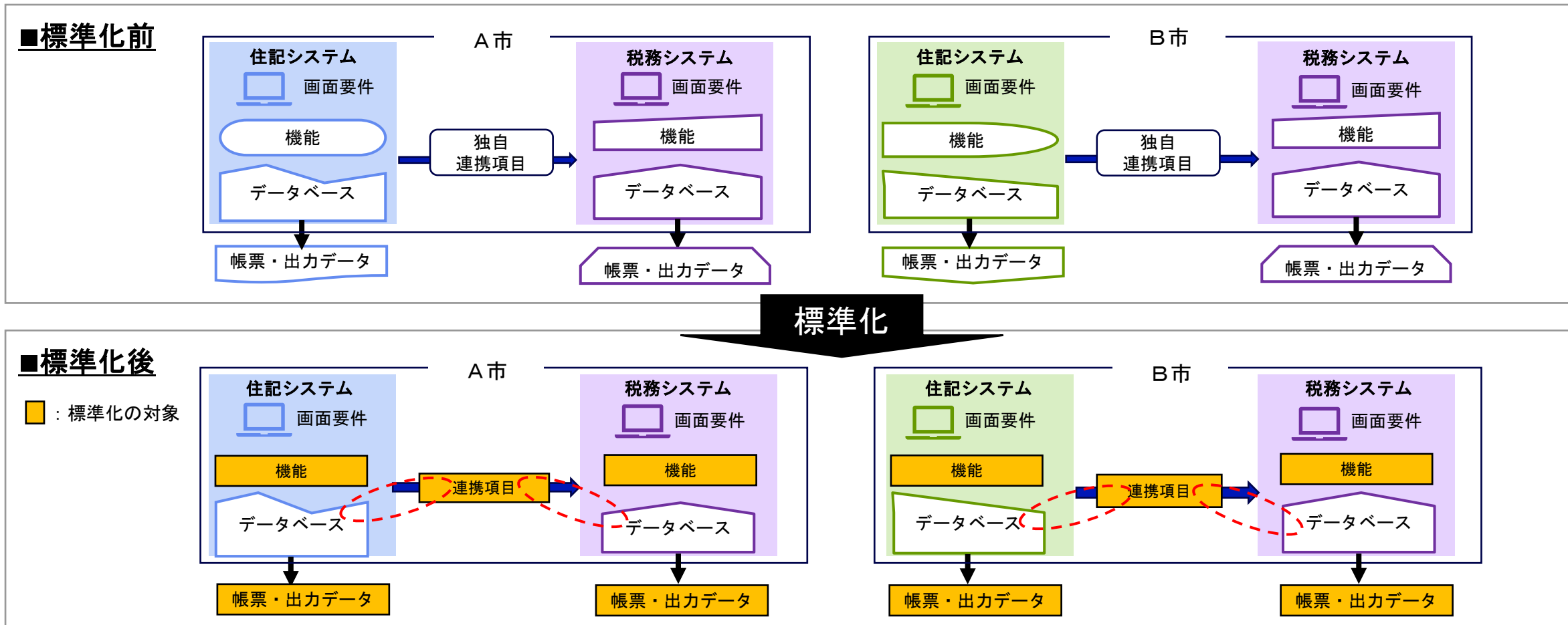
■データ要件・連携要件標準仕様書の策定（令和4年8月初版公開）

連携項目 の標準化	宛番号	履歴番号	世帯番号	住民種別	住民状態	異動年月日	氏名	性別	生年月日_元号	生年月日
	1234567890	1	9876543	1	1	2024-03-01	行政 花子	2	3	1985-07-07

「日本人住民」の意 「住登者」の意 「女」の意 「昭和」の意

システム毎に異なるデータの持ち方や連携項目を一意にすることで、
従来よりも円滑なデータ移行及びデータ連携を実現する。

(参考) 標準化の範囲と設計・実装における柔軟性の確保



○標準化においては、自治体のシステム調達に係る人的・財政的負担の軽減、データ連携やデータ移行の円滑化等を目的に、機能・帳票要件やデータ要件・連携要件を定め、それらの要件への適合を求める領域と、データベースやプログラム等、設計・実装における柔軟性を確保する観点から事業者の実装に依存する領域とが存在する。

○両領域が相互に密接に関連している部分（（ ）部分）については、連携要件の詳細化により対応すべきとの声もある一方で、後から詳細な方法に一意に決めることで開発の手戻りが生じるとの懸念の声もある。

(参考) 各事業者における履歴管理等の考え方の相違 (例)

【事例】 国民健康保険の資格情報の異動処理 (資格の喪失・取得の遡及申請があった場合)

- ① 2022年1月1日に 国保の資格取得 (異動日 2022年1月4日)
- ② 2023年8月1日に 国保の資格喪失 (社保加入) (異動日 2023年8月2日)
- ③ 2024年4月1日に 国保の資格取得 (社保離脱) (異動日 2024年4月8日)
- ④ 2022年9月9日に 国保の資格喪失 (異動日 2024年6月3日 遡及異動)
- ⑤ 2023年3月7日に 国保の資格取得 (異動日 2024年6月3日 遡及異動)

■A社 国保システムの履歴の積み上げ方

異動日順に、履歴番号を連番で積み上げる。
最新フラグは、⑤に設定される。

	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	異動日	資格取得日	資格喪失日
①	1234567890	1	0	2022-01-04	2022-01-01	
②	1234567890	2	0	2023-08-02	2023-03-07	2023-08-01
③	1234567890	3	0	2024-04-08	2024-04-01	
④	1234567890	4	0	2024-06-03	2022-01-01	2022-09-09
⑤	1234567890	5	1	2024-06-03	2023-03-07	

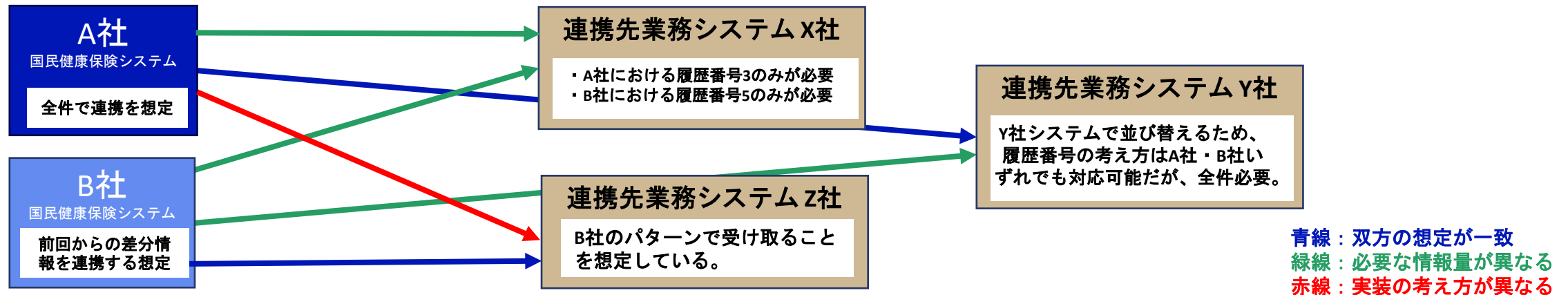
※太文字は主キー

■B社 国保システムの履歴の積み上げ方

資格取得日順に、履歴番号を連番で積み上げる (資格喪失日も考慮)。
最新フラグは、③に設定される。

	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	異動日	資格取得日	資格喪失日
①	1234567890	1	0	2022-01-04	2022-01-01	
④	1234567890	2	0	2024-06-03	2022-01-01	2022-09-09
⑤	1234567890	3	0	2024-06-03	2023-03-07	
②	1234567890	4	0	2023-08-02	2023-03-07	2023-08-01
③	1234567890	5	1	2024-04-08	2024-04-01	

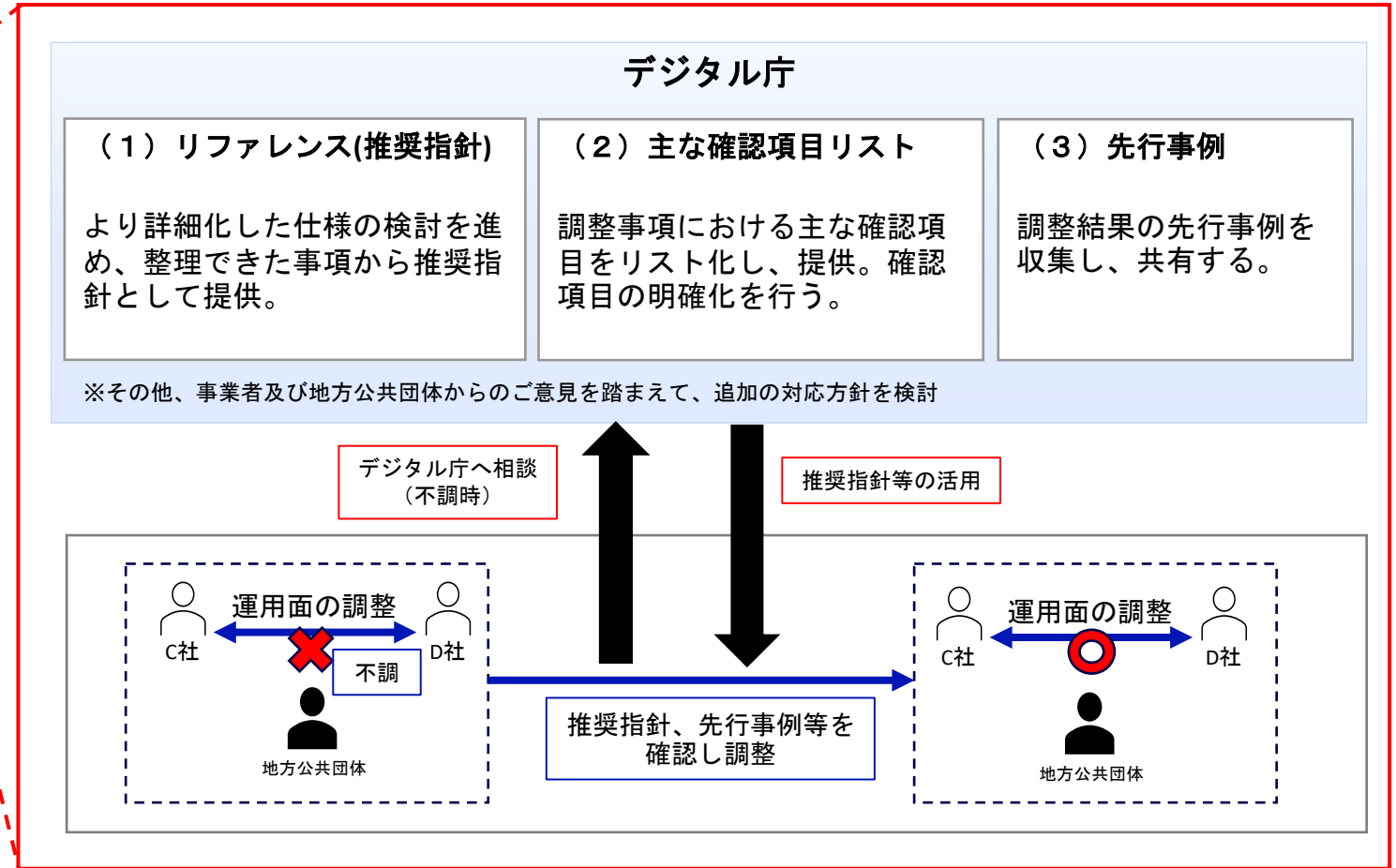
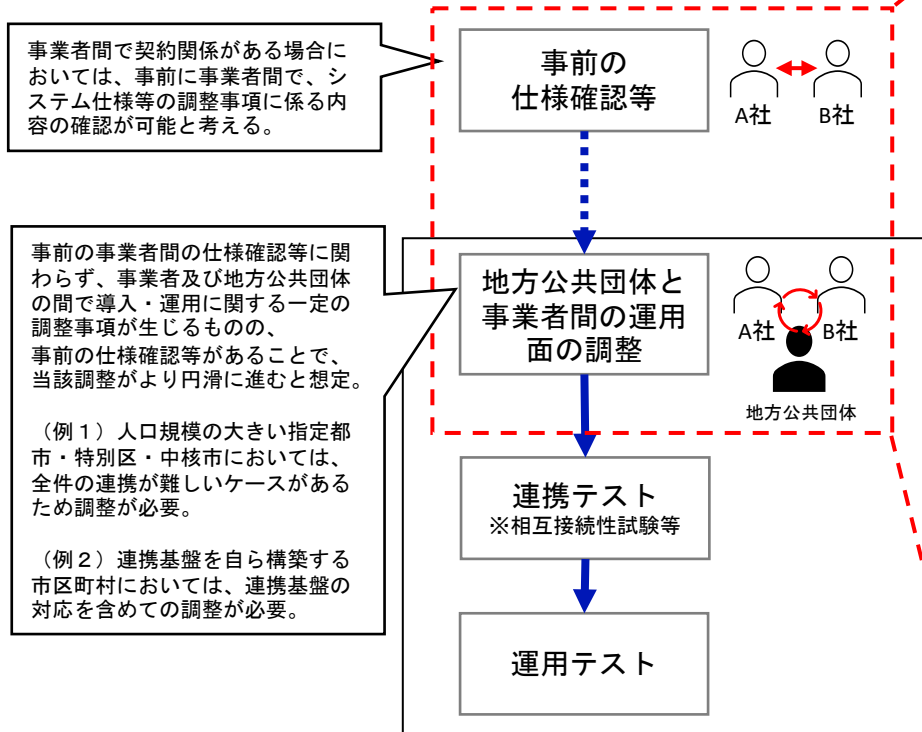
※太文字は主キー



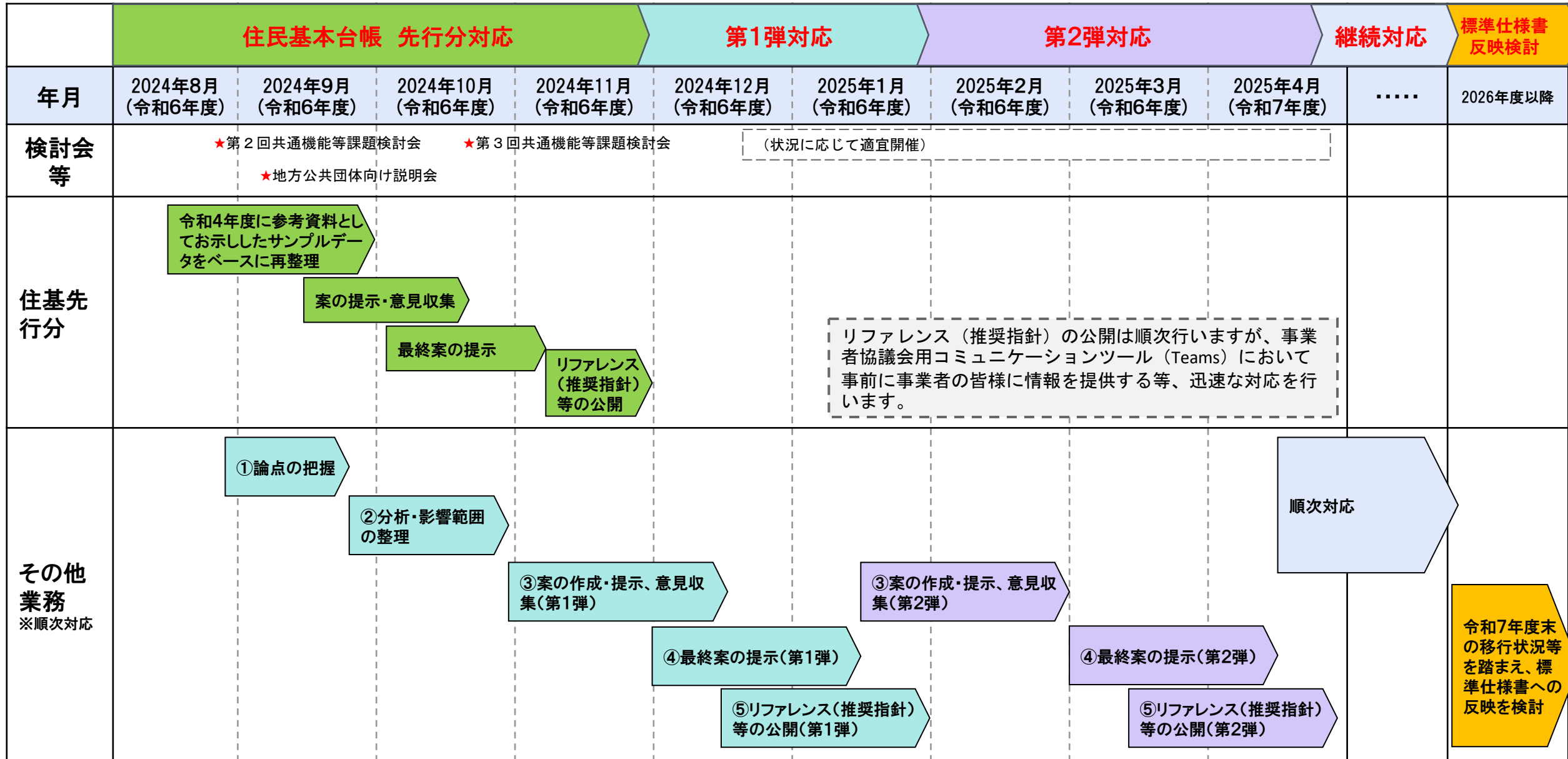
3. 運用までの調整の円滑化に向けたデジタル庁の取組

○ 令和7年度末までの標準準拠システムへの移行においては、事業者及び地方公共団体の間で導入・運用に関する一定の調整事項が生じることとなりますが、事業者及び地方公共団体の負担を減らし、調整を円滑化するため、調整事項のリファレンス（推奨指針）等をお示しします。

【運用までの調整フロー】



(1) リファレンス（推奨指針）作成のスケジュール（案）について



※約3ヶ月のサイクルでリファレンス（推奨指針）を示すスケジュールとしておりますが、検討範囲のボリューム等で適宜調整する可能性があります。

(2) 主な確認項目リストの提供 及び (3) 先行事例の共有について

(2) 主な確認項目リストの提供

- ・標準準拠システムへの移行に際し既に調整した事例や過去においてシステム移行した際の調整事例等を可能な範囲でご提供ください（アンケートでの確認を想定）。いただいた調整事項をデジタル庁において分析し、事業者共通で利用できる主な確認項目のリストを作成・提供し、確認項目の明確化を行います。
- ・主な確認項目リストのうち推奨すべき方向性が整理されたものについては、指針をお示しします（推奨指針）。

(3) 先行事例の共有

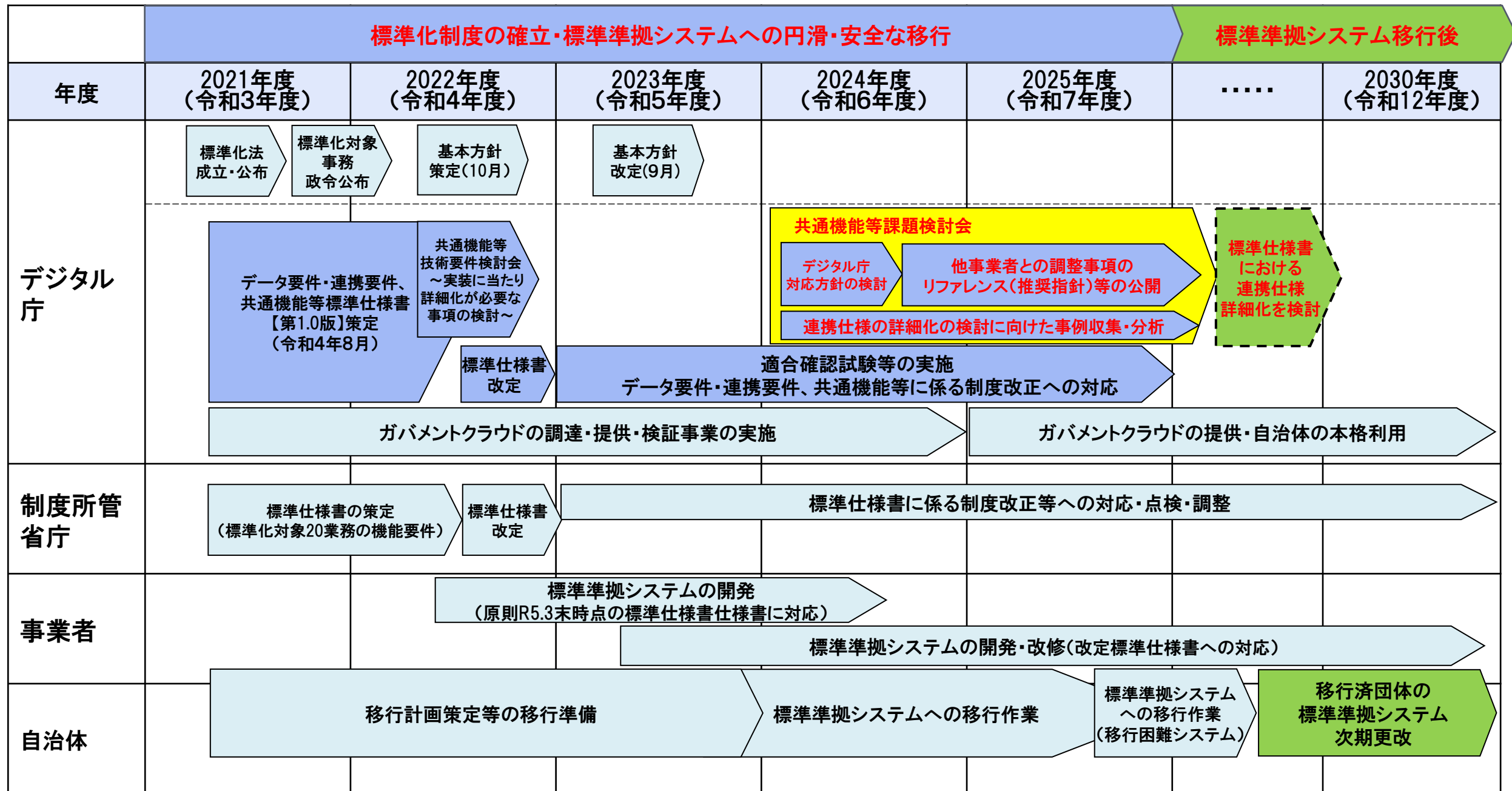
- ・既に調整を行った事例を共有いただき、先行事例として共有します。新たに調整を行う地方公共団体及び事業者は、先行事例を参考とすることができます。

(参考) 主な確認項目リストのイメージ

#	分類	確認項目	確認結果／記載例
1	基本	連携単位	①全件 ②差分
2	基本	連携場所	①オブジェクトストレージ ②ファイルサーバ/SFTP SCP
3	基本	連携頻度	月～日 6:00～24:00 5分間隔
4	基本	全件データの作成可否（初期データセットアップ用）	①可能 ②不可能
5	個別	履歴番号の採番順序	①データ発生順 ②異動年月日順 ③届出年月日順
6	個別	届出年月日が遡る異動データの場合、どのようなデータが作成されるのか。	既に連携済みのデータについては、遡り異動データの届出年月日以降のデータは全て削除フラグをたてるとともに、遡り異動データの届出年月日以降のデータを異動データとして作成する。

※確認結果／記載例は、主な確認項目リストのイメージのための一例ですが、整理する中で、デジタル庁においてお示しできる内容があれば、お示しいたします。
 ※赤丸及び赤字については、記載例となります。

(参考) 地方公共団体の基幹業務システム統一・標準化のこれまでの取組と今後の展望



4. 事務連絡

○ 令和6年度の共通機能等課題検討会について

標準準拠システムの運用までの調整の円滑化に向けたデジタル庁の取組については、適宜対応を進めてまいりますが、推奨指針等の検討のため、令和6年9月以降も共通機能等課題検討会を引き続き開催します。

令和6年度の共通機能等課題検討会のスケジュール（案）は以下のとおりです。

- ・ 令和6年10月中旬～下旬 第3回共通機能等課題検討会 ※検討状況を踏まえ、以降の検討会の開催時期等を検討いたします

○ アンケート調査について

リファレンス（推奨指針）における論点の把握等のために、アンケート調査を以下の日程で行います。

- ・ アンケート調査期間：令和6年9月上旬～令和6年9月下旬
- ・ アンケート調査対象：共通機能等課題検討会の構成員（開発事業者）

○ 地方公共団体向け説明会について

標準準拠システムの運用までの調整の円滑化に向けたデジタル庁の取組について、地方公共団体向け説明会を以下の日程で行います。

- ・ 令和6年9月3日（火）13:30～14:30
- ・ 令和6年9月4日（水）10:30～11:30

4. 事務連絡

○ 第1回共通機能等課題検討会 公開資料の不備訂正について

第1回共通機能等課題検討会の公開資料に不備が確認されたため、当該箇所を速やかに訂正し、資料を差し替えます。対象箇所は下表の通りです。

対象資料	対象箇所	不備の内容	
令和6年度 第1回共通機能等課題検討会資料	P5 事業者間協議による解決を図る背景	・ 事業者意見の重複した記載 （「履歴番号は主キーであるため設定方法が変わると開発にも影響が生じます・・・」）	
意見集約：最新フラグと履歴番号の設定方法に係るアンケートの結果	番号4	設問2-2	・ 記載内容の誤り
	番号20	設問3-2	・ 記載内容の誤り
	番号20	設問6-4	・ 記載グループ名の誤り
	番号24_4	設問6-1	・ 一部文章の抜け落ち
	番号30	設問1-2	・ マスキングの不統一
	番号32	設問1-2	・ マスキングによる一部記載の抜け落ち

（参考）課題検討会資料の誤り（重複記載）箇所

・ 履歴番号のカウントアップの仕方については記載がないため、ベンダーの裁量で決められるものと解して実装を進めています。従って、これからその前提条件が変わるようなことがあればシステム開発に大きく影響を受けるため、**却って統一化しないほうが有難いと考えます。**

・ 履歴番号は主キーであるため設定方法が変わると開発にも影響が生じます。**各業務の事情に合わせて解釈するに留めた方が良いと考えます。**

・ 履歴番号はデータ作成順に付番されるものと考えているため、「履歴番号はデータ作成日時の昇順に振る」と最低限ルール化していただきたいです。ただし、**現在開発を進めている中で、履歴番号の設定方法をそれ以上明確化すれば大幅な手戻りが発生する可能性があるため、最低限の記載を希望します。**

履歴番号は主キーであるため設定方法が変わると開発にも影響が生じます。**各業務の事情に合わせて解釈するに留めた方が良いと考えます。**

4. 事務連絡

(参考) デジタル庁ウェブサイトの更新箇所

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等課題検討会（第1回）

概要

- 日時：令和6年（2024年）6月26日（水）11時00分から12時00分まで
- 場所：オンライン会議
- 議事次第：
 - 開会
 - 開会の挨拶
 - 資料説明
 - 課題の対応方針
 - 共通機能等課題検討会の役割
 - 最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有
 - 今後の進め方
 - 質疑応答
 - 事務連絡
 - 閉会

資料

- [令和6年度 第1回共通機能等課題検討会資料（PDF/443KB）](#)
- [意見集約：最新フラグと履歴番号の設定方法に係るアンケートの結果（Excel/88KB）](#)
- [共通機能等課題検討会構成員等名簿（PDF/174KB）](#)
- [議事要旨（PDF/212KB）](#)

①検討会資料

②アンケート結果

デジタル庁
Digital Agency